

印鑑を登録する

日本では署名より印鑑を使います。例えば、お金を借りる時は特別な印鑑（登録された印鑑）が必要です。

登録は市役所で出来ます。出来たら、紙（印鑑登録証明書）をもらいます。

【いつ？】

いつでも出来ます。

【誰が？】

- 小林市に住んでいる15歳以上のひと
- 自分で行けない時は他の人に頼んでもいいです。その時はその人が「代わりに行っていいよ」と書いた紙（代理人選任届）が必要です。

【何が要る？】

1. 登録したい印鑑
2. 代理人選任届
3. 運転免許、在留カード、マイナンバーカードを持って来て下さい。

【^き気をつけること】

1. ^{いんかん}印鑑は ^{ひとり}一人が ^{ひとつ}一つを ^{とうろく}登録できます。
2. ^{とうろく}登録できる ^{もじ}文字

^{なまえ}名前を ^{かんじ}漢字で ^{とうろく}登録している ^{とき}時

- ① ^{うえ}上の ^{なまえ}名前と ^{した}下の ^{なまえ}名前
- ② ^{うえ}上の ^{なまえ}名前だけ
- ③ ^{した}下の ^{なまえ}名前だけ

^{なまえ}名前が ^{あるふあべつと}アルファベットで ^{とうろく}登録している ^{とき}時

- ① ^{うえ}上と ^{した}下の ^{なまえ}名前か
- ② ^{うえ}上の ^{なまえ}名前と ^{みどるねーむ}ミドルネーム
- ③ ^{した}下の ^{なまえ}名前と ^{みどるねーむ}ミドルネーム

^{べつ}別の ^{なまえ}名前で ^{とうろく}登録している ^{とき}時

- ① ^{とうろく}登録している ^{につくねーむ}ニックネーム

※^{につくねーむ}ニックネームか ^{いにしやる}イニシャルの ^{いんかん}印鑑 ^{とうろく}登録は ^{でき}できません。

※^{とうろく}登録できない ^{いんかん}印鑑も ^{あります}あります。市役所 ^{ひと}の人に ^き聞いて ^{くだ}下さい。

3. ^{じぶん}自分の ^か代わりに ^{ほか}他の ^{ひと}人が ^{きたら}来たら、^{かみ}紙 (^{いんかん}印鑑 ^{とうろく}登録 ^{しょうめいしょ}証明書) を
もらう ^{まで}まで ^{じかん}時間 ^がかかります。

4. もらった ^{かみ}紙 を ^{ほかん}保管して ^{くだ}下さい。

5. なにか ^{もんだい}問題 が ある ^{とき}時 は ^{いんかんとろうくしょう}印鑑登録証 を ^{すぐ}すぐ もらえない ^{とき}時 が
あります。 ^わ分からない こと が あれば ^き聞いて ^{くだ}下さい。

【どこに？】

ばしょ 場所			じかん 時間
こばやし しやくしよ 小林 市役所	しみんか ばん 市民課（1番） でんわ 【電話】 0984-23-1112 ふあっくす 【ファックス】 0984-24-5063 【いーめーる】 k_shimin@city.kobayashi.lg.jp	かい 1階	げつ 月8：30～17：00 か 火8：30～17：00 すい 水8：30～17：00 もく 木8：30～19：00 きん 金8：30～17：00